

秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

平成19年2月1日  
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条の規定により準用する同法第203条の2の規定に基づく報酬及び費用弁償並びに同法第204条第1項の規定に基づく旅費の額並びにその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員等」という。)がその職務に従事したときは、別表に定める額の報酬を支給する。

2 広域連合長及び市町村長と兼ねる副広域連合長に対する報酬は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 特別職の職員等の報酬の支給については、次のとおりとする。

(1) 年額報酬は、年度ごとの額とし、その年度分を年度末月に支給する。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、これを分割し、又は支給月を変更することができる。

(2) 日額報酬は、その日数等に応じ、適宜支給する。

2 報酬が年額で規定されている者が、その年度の中で就職した場合は、その当月分から、退職、辞職若しくは失職又は死亡した場合にはその当月分まで、月割により報酬を支給する。ただし、職務の特殊性等により、これによりがたい場合は、広域連合長が別に定める。

3 報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(費用弁償の支給)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、一般職の職員の例による。

(旅費の支給方法)

第5条 旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	報酬額
副広域連合長（市町村長と兼ねる者を除く。）	年額 24,000円
選挙管理委員	日額 5,000円
監査委員	日額 5,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 5,000円
その他の非常勤の職員	日額 5,000円